

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点 数	営業所 点数
一般乗用	令和8年8月12日	株式会社新和タクシー(法人番号7230001010563) 代表者藤坂功	富山県高岡市中川1丁目5番36号	本社営業所	富山県高岡市中川1丁目99番地	輸送施設の使用停止(182日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第27条第3項、法29条	令和8年5月13日、死亡、重傷事故を惹起したとして監査を実施。16件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)(3)点呼の実施義務違反(点呼が必要な回数100に対して)(運輸規則第24条第1項、第2項)(4)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)(5)業務の記録義務違反(運輸規則第25条第3項)(6)事故の記録義務違反(運輸規則第26条の2)(7)新任運転者に対する指導、監督義務違反(運輸規則第36条第2項)(8)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項)(9)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反記載事項等の不備(運輸規則第37条第1項)(10)指導監督告示による運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)(11)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)(12)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反適性診断受診無し2名以上(運輸規則第38条第2項)(13)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)(14)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)(15)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)(16)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反(道路運送法第29条)	19	19
一般乗用	令和8年8月20日	有限会社飯田タクシー(法人番号1100002035842) 代表者後藤鉄也	長野県飯田市通り町2丁目21番地	本社営業所	長野県飯田市通り町2丁目21番地	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和8年3月25日、長野労働局から通報を受けたとして監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)(2)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項)(3)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	1	1

一般乗用	令和8年8月28日	OTB株式会社(法人番号7120001216766) 代表者 杜明	大阪府大阪市東淀川区東中島二丁目15番19号	白馬営業所	長野県大町市平6432	輸送施設の使用停止(90日車)	道路運送法第27条第3項、タクシー業務適正化特別措置法第3条	令和8年3月13日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 (1)営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第2項)(2)無登録運転者の乗務(タクシー業務適正化特別措置法第3条)	9	9
------	-----------	-----------------------------------	------------------------	-------	-------------	-----------------	--------------------------------	--	---	---

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。